

2011年8月



# AIUの 海外旅行保険

満15才～満69才までの方用

個人プラン

K

広がる世界へ、この安心とともに。



# AIUの3つの安心ポイント!

## POINT 1 AIUアシスタンスセンターにおまかせ!!



24H

24時間日本語対応

電話1本でOK

キャッシュレス・  
メディカルサービス

医師・病院の  
紹介・手配

入院・転院の  
手配

緊急移送時の  
輸送機関の手配

付添医師・  
看護師の手配

入院時のご家族への  
状況報告

電話による  
医家通訳サービス

医療情報の  
提供

検索・救護機関の紹介・手配、  
救護者のホテルなどの手配

AIUアシスタンスセンター  
では、ご連絡をいただいて  
からお客さまの状況に  
適したサービスをご案内  
します。

パスポートやクレジットカードなどの  
紛失・盗難時の手続きのご案内

弁護士との紹介・  
手配

保険に関わる  
各種のご相談受付

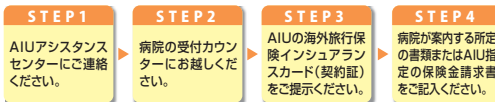
## POINT 2 キャッシュレス・メディカルサービスを提供



「キャッシュレス・メディカルサービス」とは…

米国を中心に、**世界55万ヶ所以上**の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ご利用方法



■ご利用に際しての注意

- \*「緊急歯科治療費用」については、上記サービスはご利用になれません。
- \*保険の対象とならない費用や保険金額(ご契約金額)を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。
- \*医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合もあります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

## POINT 3 こんなケースもAIUなら幅広くカバー

**保険期間  
31日までの  
契約に限り  
補償**

健康告知不要!

**緊急な歯科治療について(注1)**

ご旅行中に生じた急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を補償します(10万円限度)。

**持病・既往症について(注2)**

「持病・既往症」について、応急治療費用などが補償される特約をセット(300万円限度)。旅行開始前に治療を受けたことがある病気が急激に悪化した場合も補償されますので、ご安心いただけます。

**妊娠について**

妊娠初期の異常による症状(妊娠満22週以後の発症は除きます。)も補償されます。

(注1)緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものを行います。なお、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

(注2)旅行前に渡航先の病院または診療所で診察の予約または入院の手配などが行われていた場合や、温泉療法、はり、灸、カイロプラクティック、整体、リハビリテーションなど、保険金をお支払いできない場合があります。

# 補償のご案内

\*詳しくは、このパンフレット内「重要事項説明書」の「契約概要のご説明」「2.保障(補償)内容」をご確認ください。

### 傷害死亡

ご旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合



### 傷害後遺障害

ご旅行中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

### 治療・救護費用

ご旅行中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など



さらに、妊娠初期の異常による治療・救護費用(保険期間31日までのご契約の場合)や、誘拐が原因による救護者費用(300万円限度)も補償します。

### 疾病応急治療・救護費用

●保険期間31日までのご契約の場合  
旅行出発前の病気で、ご旅行中に応急治療を受けた場合や、3日以上入院し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合



### 緊急歯科治療費用

●保険期間31日までのご契約の場合

ご旅行中、急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を受けた場合など(10万円限度)



### 疾病死亡

ご旅行中に病気が原因で亡くなった場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む。)



### 個人賠償責任

ご旅行中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしたり、法律上の賠償責任を負った場合など



### 携行品

ご旅行中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など



### 航空機寄託手荷物遅延

ご旅行中、搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合



### 航空機遅延費用

ご旅行中に悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休になった場合など

保険金お支払件数の約**71%**が治療や救援にかかわる費用です。

(2010年度AIU実績)

**無制限\*プラン** 治療・救護費用が無制限\*の「インフィニティプラン」で安心!!

インフィニティプランなら、もう自己負担の心配はありません!

例 アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急ぎに家族3人を呼び、手術を行う。その後1か月の集中治療室での入院を経て、医師同伴で帰国した。

救護費 130万円 家族の往復航空券(3人分)	+	治療費 3,000万円 1か月分の入院費(手術・治療費を含む)	+	救護費 180万円 日本への搬送費	=	合計 3,310万円
-------------------------------	---	---------------------------------------	---	-------------------------	---	---------------

治療・救護費用  
1,000万円プランの場合  
**自己負担  
2,310万円**と  
なるところ…

インフィニティプラン  
なら自己負担  
**0円**

\*無制限とは治療・救護費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救護費用を終身補償するものではありません。ケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からその日を含めて、180日以内の治療費用をお支払いします。また、既往症\*\*、歯科疾病\*\*などはお支払いの対象となりません。詳しくはこのパンフレット内「重要事項説明書」の「契約概要のご説明」「2.保障(補償)内容」をご確認ください。

\*\* 保険期間31日までのご契約の場合、ご旅行中に発症した疾病に関する応急治療・救護費用補償特約により、300万円を限度に補償されます。

\*\*\* 保険期間31日までのご契約(「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。

### ご注意

1. 旅行の目的や申込書の記入内容によっては、お引き受けできない場合があります。
  2. 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けできません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
  3. この保険は海外旅行、たとえば観光旅行などの目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次のような場合にはお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートの提示が必要となる場合があります。)
- 日本国外で永住権を持って居住される場合(アメリカのグリーンカード・ミタリーID保持者など)
  - 帰国の予定が不明確な場合
  - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合 など

「ご契約タイプ」はこちらをご覧ください。➡➡➡

①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合  
上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病  
合算して1,000万円を上限とさせていただきます。別途ご契約

②申込人と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合  
死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ  
タイプをご用意していますので、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

# ご契約タイプ一覧表 (満15才~69才まで の方用)

満70才以上の方には別途ご契約タイプをご用意していますので、  
取扱代理店または弊社へお問い合わせください。

		インフィニティプラン			一般プラン		
		満15才~満69才			満15才~満69才		
ご契約タイプ		95K	94K	L93	15K	14K	L13
保 険 金 額	傷 害 死 亡	7,500万円	5,000万円	3,000万円	7,500万円	5,000万円	3,000万円
	傷 害 後 遺 障 害 (後遺障害の程度に応じて)	225万円~ 7,500万円	150万円~ 5,000万円	90万円~ 3,000万円	225万円~ 7,500万円	150万円~ 5,000万円	90万円~ 3,000万円
	治 療 ・ 救 援 費 用 (支払限度額/1事故・1疾病あたり)	無 制 限 <sup>*1</sup> (疾病応急治療・救援費用300万円限度)			2,000万円	2,000万円	2,000万円
	緊 急 歯 科 治 療 費 用 <sup>*2</sup> (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	疾 病 死 亡	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	個 人 賠 償 責 任 (支払限度額/1事故あたり)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携 行 品 <sup>*3</sup> (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
	航 空 機 寄 託 手 荷 物 遅 延 <sup>*4</sup> (支払限度額)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	航 空 機 遅 延 費 用 <sup>*5</sup> (支払限度額)	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
	保 険 料	1日まで	5,750円	4,920円	4,260円	5,510円	4,680円
2日まで		6,580円	5,720円	5,040円	6,190円	5,330円	4,650円
3日まで		7,340円	6,440円	5,720円	6,840円	5,940円	5,220円
4日まで		7,890円	6,960円	6,220円	7,320円	6,390円	5,650円
5日まで		8,800円	7,850円	7,090円	8,120円	7,170円	6,410円
6日まで		9,650円	8,640円	7,840円	8,870円	7,860円	7,060円
7日まで		10,290円	9,260円	8,440円	9,440円	8,410円	7,590円
8日まで		11,060円	9,950円	9,070円	10,120円	9,010円	8,130円
9日まで		11,640円	10,510円	9,610円	10,620円	9,490円	8,590円
10日まで		12,300円	11,120円	10,180円	11,190円	10,010円	9,070円
11日まで		12,960円	11,730円	10,750円	11,770円	10,540円	9,560円
12日まで		13,630円	12,350円	11,330円	12,360円	11,080円	10,060円
13日まで		14,250円	12,940円	11,900円	12,900円	11,590円	10,550円
14日まで		14,680円	13,370円	12,330円	13,260円	11,950円	10,910円
15日まで		15,160円	13,830円	12,770円	13,660円	12,330円	11,270円
17日まで		15,940円	14,560円	13,460円	14,330円	12,950円	11,850円
19日まで		17,030円	15,570円	14,410円	15,290円	13,830円	12,670円
21日まで	18,030円	16,550円	15,370円	16,150円	14,670円	13,490円	
23日まで	18,940円	17,410円	16,190円	16,940円	15,410円	14,190円	
25日まで	19,860円	18,280円	17,020円	17,730円	16,150円	14,890円	
27日まで	20,970円	19,340円	18,040円	18,700円	17,070円	15,770円	
29日まで	21,970円	20,270円	18,910円	19,580円	17,880円	16,520円	
31日まで	23,030円	21,270円	19,870円	20,490円	18,730円	17,330円	

※1 無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、  
 ※2 緊急歯科治療費用は、保険期間31日までのご契約に限り補償の対象となります。ご旅行中に  
 ※3 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空機寄託手  
 ※4 1回の寄託手荷物遅延につき、10万円をお支払いの限度とします。  
 ※5 1回の出発遅延など、搭乗不能または着陸地変更につき、2万円をお支払いの限度とします。

治療・救援費用を終身補償するものではありません。  
 緊急に要した歯科治療費用に限り、10万円をお支払いの限度とします。  
 荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。

31日を超えるご契約期間をご希望のお客さまは、ご契約タイプが異なりますので、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

# 重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

## 「海外旅行保険」をご契約いただくお客さまへ

(必ずお読みください。▲印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。)  
ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終ページにてご確認ください。)

### 契約概要のご説明

この「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえで申し込みください。またこの説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組み

この商品は、海外旅行保険の旅行行程中(注)に被保険者(保険の対象となる方、以下「被保険者」といいます。)がケガをしたときや病気になったときなどを主に補償する保険です。各補償内容など詳細につきましては「2. 保障(補償)内容」にてご確認ください。

主な補償項目	ケガによる		病気による	
	死亡	後遺障害	入院・通院	死亡
傷害死亡	○	×	×	×
傷害後遺障害	×	○	×	×
治療・救済費用	×	×	○	○
疾病死亡	×	×	×	×

○：補償対象です。  
×：補償対象ではありません。

(注)「旅行行程中」とは、保険証券(契約証)記載の被保険者がご契約の海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。なお、保険期間(保険のご契約期間、以下「保険期間」といいます。)が旅行期間と異なる場合、「旅行行程中」を「保険期間」と旅行期間が重なる間」と読みかえます。

▲<「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>  
この保険には、保険期間が31日までの契約で、治療・救済費用、疾病治療費用または救済者費用がセットされている場合に、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」がセットされています。この特約では、「ご旅行前の病気に対する応急治療」を所定の金額を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は、延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。

① 医師の処置、処方または健康上の理由により、旅行中も継続して処置、処方または治療することを予定されていた透析、インスリン注射、その他の薬剤などの費用などについては、保険金をお支払いできません。

② 海外旅行開始前より渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配を含みます。)などについては、保険金をお支払いできません。

③ 旅行行程終了後の治療費用、救済費用については、保険金をお支払いできません。

▲<「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意>  
保険期間31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされているご契約の場合、「保険期間中の急激な発症・悪化による緊急歯科治療」を保険期間内で、10万円を限度に補償します。また、この特約がセットされる保険契約の保険期間は延長分も含め最長31日までです。31日超の保険期間に延長する場合、31日を超える期間については、この特約はセットされません。なお、保険期間終了前にお手続きを完了されませんと保険期間の延長はできませんのでご注意ください。

① 緊急歯科治療とは、痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療、義歯・歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。

② 緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供を含む治療、定期的な治療、予防治療、審美歯科治療、あらかじめ予定・予測されていた治療などに要した費用については保険金をお支払いできません。

※延長手続きについては「その他のご注意」の「2. ご契約後にご注意いただきたいこと」にてご確認ください。

### 2. 保障(補償)内容

保険金をお支払いする主な場合・お支払いできない主な場合を記載しています。ご契約される保険の種類やセットされる特約により保障(補償)内容が異なりますので、詳細につきましては、保険の約款、ご契約のしおりまたはパンフレットにてご確認ください。

#### (1) 保険金をお支払いする主な場合とお支払いする保険金

① 傷害死亡	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときに、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでにお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。
② 傷害後遺障害	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたときに、後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。(ただし、保険期間を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。)

2011年8月

AIU 保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

ア. 傷害治療費用部分	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回のケガにつき治療・救済費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。	(注1) 保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」(妊娠22週以上の異常(妊娠22週以上の発生は除く)により医師の治療を開始した場合をお支払いの対象とします。)(注2) 疾病に関する応急治療・救済費用補償特約に関して、治療・救済費用の保険金額が300万円以上の場合支払限度額が300万円となります。(注3) 救済者費用等追加補償特約がセットされます。
	イ. 疾病治療費用部分	「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始したときに、治療費用などのうち被保険者が実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額を1回の病気につき治療・救済費用保険金額を限度にお支払いします。ただし、治療開始日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。(※) その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合には、お支払いの対象となります。
ウ. 救済費用部分	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、保険契約者、被保険者またはその親族の方が実際に支出した救済費用などをお支払いします。ただし、1回の事故について治療・救済費用保険金額をお支払いの限度となります。 a. ぶつかった急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき b. 病気または妊娠、出産、早産、流産を直接の原因として死亡したとき c. 発病した病気により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。) d. ぶつかった急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは発病した病気(旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間が31日までの契約に限り、「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」で補償できる場合は、お支払いの対象となります。) e. 搭乗・乗船中の航空機・船舶が行方不明もしくは遭難したとき、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要となるとき f. 誘拐または行方不明になったとき(救済者費用等追加補償特約)	
	③ 治療・救済費用	
④ 疾病に関する応急治療・救済費用	「1. 商品の仕組み」の「疾病に関する応急治療・救済費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意にてご確認ください。	
⑤ 緊急歯科治療費用	「1. 商品の仕組み」の「緊急歯科治療費用補償特約」【保険期間31日までの契約に限る】に関するご注意にてご確認ください。	
⑥ 疾病死亡	旅行行程中に被保険者が次のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 a. 病気により死亡したとき b. 旅行行程中に発病した病気または「旅行行程終了後72時間以内に発病した病気」(※)により、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限り。) c. 旅行行程中に感染した特定の感染症が原因で、旅行行程終了日からその日を含めて30日以内に死亡したとき(※) その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。	
⑦ 個人賠償責任	旅行行程中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物(※)を壊したりして損害をおきた。法律上の賠償責任を負ったときに、1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金などをお支払いします。(※) 契約者または被保険者がレンタル業者より借り入れた旅行用品を含みます。	(注1) 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。(注2) 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬などに対しては保険金をお支払いできる場合があります。(注3) 被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者などが法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

⑧携行品	<p>旅行行程中に偶然な事故によって携行品(※)に損害が生じたときに、携行品1つ(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券などの場合は事故後に支出した費用で合計5万円限度)を限度とし、損害額をお支払いします。お支払いする保険金の総額は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合には、盗難、強盗および航空機寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。</p> <p>(※)携行品とは、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類などの身の回り品をいいます。</p> <p>ただし、現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内の物、別送品などは含まれません。</p>	<p>(注)損害額とは、修理費または購入費から減価償却した金額のいずれか低い方をいいます。</p>
⑨航空機 寄託手荷物運延	<p>旅行行程中に携行する身の回り品で航空機(定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機)に限り、搭乗時に航空会社に運送を委託した手荷物か、航空機が目的地に着後6時間以内にその目的地に運搬されなかったときに、1回の事故につき10万円を限度として、航空機到着後96時間以内に被保険者が目的地において負担した①衣類購入費②生活必需品購入費③身の回り品購入費をお支払いします。</p> <p>※「購入」にはレンタル費用も含まれます。</p>	<p>(注)寄託手荷物が被保険者のもとに到着したとき以降に左記①～③を購入した費用は除きます。</p>
⑩航空機遅延費用	<p>旅行行程中に次のいずれかに該当したときに、被保険者が支出した費用(注)を1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。</p> <p>a. 搭乗予定航空機の6時間以上の出発遅延、欠航・運休、もしくは航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能が生じ、出発予定時刻から8時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき</p> <p>b. 搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき</p> <p>c. 搭乗した航空機の遅延などにより、乗継予定航空機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できないとき</p>	<p>(注)ホテル客室料、食料、ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用、国際電話番号など通信費、目的地における旅行サービスの取消料などをいいます。</p>

## △(2) 保険金をお支払いできない主な場合

### 傷害死亡

次のような事由により生じたケガ

- ◎被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ◎脳疾患、疾病、心神喪失
- ◎妊娠、出産、早産、流産
- ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染
- ◎旅行行程開始前または終了後に発生したケガ

…など

### 傷害後遺障害

①次のような事由により生じたケガ

- ◎被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ◎脳疾患、疾病、心神喪失
- ◎妊娠、出産、早産、流産
- ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染
- ◎旅行行程開始前または終了後に発生したケガ
- ◎むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

…など

(カiproブラック等にかかわる費用補償対象外特約セット)(救護者費用等追加治療・救護費用補償特約セット)(妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット(保険期間31日までの契約にセットされます。))

①次のような事由により生じた費用

- ◎被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合の救護費用を除きます。)
- ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故(死亡した場合の救護費用を除きます。)
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染
- ◎むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ◎妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病状(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約に限り、妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約)がセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合にはお支払いの対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。)
- ◎歯科疾病(ただし、保険期間(保険のご契約期間)が31日までの契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、ご旅行中の歯科疾病病状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。)
- ◎カiproブラック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療

…など

### 疾病に関する応急治療・救護費用(保険期間31日までの契約にセットされます。)

- ◎旅行行程終了後に治療を開始した場合
- ◎治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合
- ◎旅行開始前より、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。)

…など

### 緊急歯科治療費用(保険期間31日までの契約にセットされます。)

義歯・歯科矯正装置の欠陥、自然消耗、性質によるさび・かび・変色、キズ・塗料のはがれなどの外観上の損傷、フッ素塗布、審美歯科治療、その他口腔衛生行為

…など

### 疾病死亡

①次のような事由により生じた病気

- ◎被保険者または被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ◎被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染
- ◎妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気
- ◎歯科疾病

…など

### 個人賠償責任

①次のような事由により生じた損害

- ◎被保険者または被保険者の故意
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染
- ◎被保険者の職業上または被保険者の行為に関する損害賠償責任
- ◎自動車(※1)、船(※2)、航空機、銃器(※3)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- ◎受託物に対する損害賠償責任(他人から借りたものを含みます。)
- ◎汚染物質に起因する損害賠償責任
- ◎心神喪失に起因する損害賠償責任
- ◎罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任

…など

- (※1) レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的スノーモービルなどはお支払いの対象となります。
- (※2) 水、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- (※3) 空気銃はお支払いの対象となります。

### 携行品

次のような事由により生じた損害

- ◎携行品の置き忘れ、紛失
- ◎被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ◎被保険者による自動車などの酒酔運転、無資格運転中の事故
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染
- ◎没収、破壊など、携行品に対する国や公共団体の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港などの安全確認検査での錠の破壊を除きます。)
- ◎携行品の欠陥または自然の消耗

…など

(注) レンタル業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じレンタル業者から賠償請求された場合は、上記「個人賠償責任」で保険金をお支払いすることができます。

### 航空機寄託手荷物運延

次のような事由により生じた費用

- ◎被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染

…など

### 航空機遅延費用

次のような事由により生じた費用

- ◎被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ◎戦争、革命などの事変
- ◎放射線照射、放射能汚染

…など

### その他

◎事故が生じたときまたは弊社が保険金を支払うべきときに、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者がテロリストなどに該当するとき

(注) テロリストなどは、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)が制裁対象としてリスト(<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/sdn/t11sdn.pdf>)に掲載している、テロリスト、テロリスト組織に属する者、麻薬密売人または核兵器、化学兵器、生物兵器を製造もしくは拡散する者などをいいます。

◎弊社が告知を求めた渡航先において生じた事故であるとき、保険契約を結ぶ際にその渡航先への渡航の予定がなかった場合など、いかなる場合においても、同様となります。

…など

## 3. セットできる主な特約およびその概要

この保険にセットできる特約をご用意しています。詳細につきましては、保険の約款・ご契約のしおりにてご確認ください。

### 4. 保険期間

保険期間は、海外旅行のために住居を出発してから住居に帰られるまでの「旅行期間」にあわせて設定してください。(なお、保険期間内でも、住居に帰られた時は終了します。) 実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。なお、満期日のご契約の手続きは、保険契約者ご自身で行っていただくことが原則となりますので、ご留意ください。

## 5. 引受条件（保険金額など）

- (1) ご加入プランをお選びいただく際には、必要な補償額に見合った無理のないプランをお選びください。既にこの保険と同一の補償内容を提供する他の保険契約をお持ちの方は、両方の保険金額を合計してご勘案ください。（年令、健康状態、お仕事内容、保険金額の自社他社合算の合計額、渡航先（注）、旅行目的、その他の事由からご希望のプランのお引受けができません場合もございますので、あらかじめご了承ください。）  
 (注)「キューバ」が渡航先に含まれる場合にはお引受けできませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 保険契約者と被保険者が異なる場合で、被保険者の同意の署名が無い場合、または被保険者が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1,000万円を上限とさせていただきます。

## 6. 保険料

保険料は、ご契約金額、保険期間、ご年令などによって決定されます。また、実際にお客さまに払いいただく保険料につきましては、申込書に記載されたものになりますので必ずご確認ください。

## 7. 保険料の払込み

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。

## 8. 満期返れい金および配当金

「海外旅行保険」には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

## 9. 解約時の返還保険料の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。  
 なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の経過期間のうち、残っている保険期間の保険料を解約時の返還保険料としてお支払いする場合があります。  
 なお、ご契約者から書面による通知をいただいた日、解約日とします。  
 計算式：（返還保険料）＝（契約時払込保険料）－（原保険期間開始日から解約日までの保険期間に相当する保険料）  
 ＊ただし、保険期間31日超のご契約を保険始期から31日以内の解約日にて解約する場合は、上記とは別の計算方法にて算出します。その際は取扱代理店または弊社にご確認ください。

## 注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、ご契約に際してご契約者にとって不利益となる事項など、特にご注意ください。また、この説明書は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 1. ケーリングオフ（ご契約申込みの撤回）

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約の申込後であってもお申込みの撤回またはご契約の解除（ケーリングオフ）を行うことができます。  
 なお、保険期間が1年以下のご契約、法人または法人でない社団・財団などが締結されたご契約などはケーリングオフはできませんので、ご注意ください。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。  
 また、海外旅行保険・ご契約のしおり（保険小冊子）内に記載のケーリングオフについての説明をご参照ください。

## 2. 告知義務および通知義務など

- (1) 告知義務  
 ①ご契約者や被保険者には、保険契約の締結に際し、保険会社が契約上重要として回答を求めた事項（告知事項）に対し、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。  
 ア. ご契約のお申込みにあたっては、年令、旅行先、現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態、他の傷害保険契約、過去における保険金請求・受領の有無、旅行行程中の職業または危険な運動の有無などの告知事項について書面でおたずねし、これらの内容に基づいてご契約をお引き受けできるかどうか判断させていただきます。  
 イ. 他のご契約者との公平性を保つため、健康状態やお仕事の内容などによっては、新規・継続にかかわらず、ご契約をお断りさせていただくことがあります。  
 ウ. 他の傷害保険契約については、「多重契約による保険金詐欺防止」のためにおたずねするものです。  
 (注)ここでいう「他の傷害保険」とは、他の海外旅行保険、普通傷害保険、グループ傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立普通傷害保険、積立家族傷害保険、積立ファミリー交通傷害保険、ライフスタイル傷害保険、積立女性保険などの傷害保険および同一の補償内容を提供する共済をいいます。  
 ②故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には「告知義務違反」としてご契約を解除させていただくことがあります。また、保険金などをお支払いできないことがあります。  
 ③上記告知につきましては、取扱代理店または弊社にご連絡ください（弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、告知の受領権も有しています。）
- (2) 通知義務（保険契約の締結後に、弊社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご連絡いただく義務）  
 ご契約後、被保険者（保険の対象となる方）が保険期間中に行う職務を変更されるときは、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。また、下記のような職務に変更となる場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。  
 ・プロボクサー、プロレスラー、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職務

## 3. 責任開始日

- (1) 保険責任は保険証券（契約証）に記載された保険期間の初日の午前0時以降で、海外旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。  
 (2) 保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

## 4. 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

保険金をお支払いできない主な場合については、前記の『契約概要のご説明』「2. 保障（補償）内容」(2) 保険金をお支払いできない主な場合」にてご確認ください。この内容は、契約をお引き受けさせていただいた際に大変重要な事項になりますので、充分にご確認ください。

## 5. 保険料の払込猶予期間など

保険料はご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込みください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気などに対しては保険金をお支払いできません。

## 6. 解約時の返還保険料

解約時の返還保険料の有無などについては、前記の『契約概要のご説明』「9. 解約時の返還保険料の有無」にてご確認ください。

## 7. 保険会社破綻時の取扱い

- (1) 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
 (2) 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目であり、保険金、返還保険料などは原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。  
 なお、損害保険会社が破産手続き開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。

## 8. 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の利用目的  
 弊社はこのご契約に関する個人情報をお客さまのために利用します。  
 ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い  
 ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
 ③弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実  
 ④その他保険に関連・付随する業務
- (2) 個人情報の提供  
 あらかじめ本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。  
 ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合  
 ②ご本人または公共の利益のため必要であると認められる場合  
 ③再保険（再々保険以降の出再を含みます。）のため、再保険を取り扱う他社に提供する場合  
 ④ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると認められる場合  
 ⑤事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合（同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するために確認する場合を含みます。）  
 ⑥保険金のお支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者など）に提供する場合  
 ⑦その他法令に根拠がある場合
- (3) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先  
 AIU保険会社 お客様情報相談窓口：電話 0120-336-112（通話料無料）  
 受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く  
 (弊社の個人情報取扱い（プライバシーポリシー）の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。)  
 (URL: <http://www.aiu.co.jp/>)

## その他のご注意

### 1. お申込みの際、ご注意くださいこと

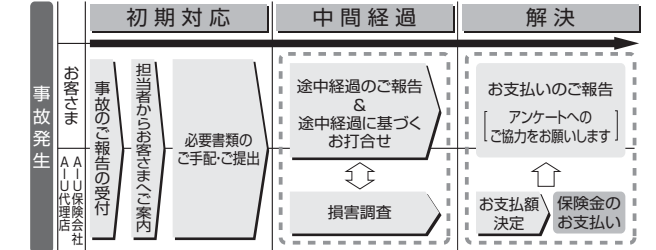
- (1) 保険契約申込書に「ご記名・ご捺印」または「ご署名」をされる前に、再度申込書の記載事項をご確認ください。  
 保険契約申込書に記載されていることに間違いはありませんか。  
 ①知っている事実を記入されなかったり、または事実と異なることを記入されています。  
 ②死亡保険金受取人を指定し、他人を被保険者とする契約を結ぶときは、必ず被保険者の同意を得てください。同意を得ないで他人を被保険者とする保険契約を結んだときは、保険契約は無効となります。ただし、死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人である場合を除きます。  
 (2) 保険料は、ご契約と同時に払い込みください。  
 保険契約では、保険会社（代理店）が保険料を領収してはじめて保険金お支払いの責任を負うことになっていますので、保険料は必ずご契約と同時に払い込みください。  
 (3) 保険金額（傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、治療・救済費用保険金額、傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額、疾病死亡保険金額などのご契約金額）の設定についてご注意ください。  
 ご契約の際、保険金額を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。  
 (4) 被保険者の年令や告知内容により、前年度と同じ条件でご契約を継続できない場合があります。  
 (5) ビックルなどの登山用具を使用する登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険なスポーツを行う場合または危険な職業に従事する場合は原則としてお引き受けできません。お引き受けできる場合でも割増保険料が必要で、割増保険料を払い込みいただけない場合は保険金が削減される場合があります。  
 (6) 申し込み時に日本国外で永住権を持って居住している方は、保険のお引受けはできません。申し込み時に既に海外へ渡航されている方、海外からご入国の場合も、保険のお引受けはできません。  
 (7) ご契約者と被保険者が異なる場合は、保険の約款およびこの説明書の内容を被保険者にご説明ください。

## 2. ご契約後にご注意いただきたいこと

- (1) 保険証券（契約証）の保管  
 保険証券（契約証）は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券（契約証）の表示内容および添付されている保険約款などをご確認ください。大切に保管してください。  
 (2) 保険契約者の住所変更  
 ご契約後、被保険者が住所または通知先を変更したときは、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。重要なお知らせがお届けできない場合がありますので、ご協力をお願いします。  
 (3) 旅行日程の変更の場合の保険期間延長手続きについて  
 ご旅行中に、旅行日程の変更などで保険期間の延長をご希望の場合には、満期前に被保険者本人の委任を受けた日本のお代理の方（ご家族・知人など）を介して、ご契約された取扱代理店または弊社にてお申し込みください。満期後にご本人様が海外に滞在したままでは、延長のお手続きができませんのでご注意ください。また、ご契約の内容などによっては保険期間の延長のお申出をお受けできないことがあります。  
 (4) 被保険者からの解約請求  
 被保険者がご契約者以外である契約について、被保険者となることに同意していなかったなどの場合は、ご契約者に対してこの被保険者の部分に限り保険契約の解除を求めることができます。詳細については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。  
 また、本内容については、ご契約者から被保険者全員にお知らせください。  
 (5) 重大事由による解除  
 保険金を受け取る目的で事故を起こす、詐欺行為を行うなど、契約を継続することが困難と判断せざるを得なくなった場合は、この契約を解除させていただきます。ご注意ください。  
 なお、これらの理由で発生した損害に対しては保険金をお支払いできません。  
 (6) その他  
 ①ご契約の約款は日本国の法律に準拠します。  
 ②ご契約について係争が生じた場合は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 3. 事故が起きた場合

- (1) 保険金のお支払いの流れ（事故の内容や状況などによっては、異なった流れとなる場合もあります。）



- (2) 事故のご連絡  
 万一、事故が起きた場合には、30日以内に取扱代理店または弊社事故受付センターなどにご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。なお、その損害が拡大しないよう適切な処置を行ってください。また、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がない場合、それによって弊社が被った損害を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。  
 (3) 弊社に相談いただきたいこと  
 損害賠償責任を補償する保険金（特約）に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご通知いただき承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合には、保険金を削減してお支払いすることがあります。  
 (4) 保険金のご請求とお支払いについて  
 ①保険金のご請求に必要な主な書類は次のとおりです。（お支払する保険金の種類や事故の内容または損害の種類などにより異なります。また、保険金のご請求内容により、ご提出いただく書類の一部の省略が可能となります。詳細については、事故のご報告をいただいた後にご案内させていただきます。）  
 なお、弊社が行う調査へのご協力を願います。詳細がありますので、あらかじめご了承ください。

### 海外旅行保険保険金請求書類

	保険金の請求に必要な書類
各 保 険 金 共 通	海外旅行保険 保険金請求書兼同意書（海外旅行保険・ご契約のしおり（保険小冊子）に封入されています。弊社ウェブサイトからもダウンロードしていただけます。） 保険証券（契約証） 印鑑証明書（保険金受取人、相続人、代理人など） パスポート（写し） 被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的地などを確認できる契約者備付の帳簿 医療情報、個人情報にかかわる調査の同意書・・・など
	事故の発生状況や、保険金のお支払いの対象となる事故であることを確認する書類 事故の種類や発生場所ごとに、公の機関（やむを得ない場合は第三者）の発行する証明書（交通事故証明書、盗難・焼失など公的機関が発行する証明書、遅延/欠航証明書など） 免許証などの資格証明書 <span style="float: right;">・・・など</span>
	保険金請求者が被保険者であることを証明する書類 住民票、健康保険証、戸籍謄本 など
	法定相続人を確認する書類 法定相続権者からの委任状、戸籍謄本、印鑑証明書 など
	保険金の代理請求を確認する書類 代理請求者の資格確認書類（戸籍謄本、印鑑証明書 など）
	死亡を確認する書類 死亡診断書または死体検案書、被保険者の戸籍謄本 など

後遺障害の程度を確認する書類	後遺障害診断書、検査資料(画像・病理等の臨床検査記録) など
治療費用・投薬等の金額および入院・通院などの状況・診療内容を確認する書類	診断書、診療報酬明細書、治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート …など
賠償責任補償に関する確認書類	修理見積書、被害品のリスト、損傷個所の写真 損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、死亡診断書または死体検案書 診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書 検査資料(レントゲン、CT、MRIなどの画像・病理等の臨床検査記録) 治療費用・処方箋代や薬代等の領収書/レシート 戸籍謄本、法定相続権者からの委任状、代理請求者の資格確認書類(戸籍謄本、印鑑証明書など) 源泉徴収票、確定申告書など逸失利益の算定の基礎となる収入の額や休業損害の額を算定するために必要な書類 通院交通費等の領収書など、損害を確認する書類 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを確認する書類 賃貸業者からの賃貸契約書または賃貸契約領収書 …など
携行品や留守宅の家財などの損害および損害の額を確認する書類	被害品のリスト 修理見積書、損傷個所の写真 修理不能証明書(修理業者発行)(修理が不可能な場合) 損害品を購入(取得)したときの領収書、保証書、取扱説明書 被害が生じた物の所有を確認できる書類 …など
航空機や寄託手荷物の遅延によって生じた費用の確認書類	ホテル等客室料、食事代、交通費および国際電話料等の通信費などの領収書 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用の領収書 寄託手荷物である下着、寝間着等必要不可欠な衣類の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 寄託手荷物である洗面用具、かみそり、くし等の生活必需品の購入または貸与を受けたときの費用の領収書 購入した衣類や生活必需品を持ち運ぶためのかばん等、やむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けた場合の費用の領収書 …など
救済者費用の確認書類	捜索救助費用の領収書や支払証明 航空運賃等交通費、救済者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃の領収書 宿泊施設の客室料、現地および現地までの行程における救済者の宿泊施設の客室料の領収書 遺体輸送費用または転院などのための移転費 死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用の領収書 諸雑費、救済者の渡航手続費ならびに救済者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救済に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費等の領収書 旅券印紙代、査証料、予防接種料等の領収書 …など

② 包括契約の場合、「被保険者の渡航期間・渡航国・渡航目的などを確認できる契約者備付の帳簿」など弊社が支払うべき保険金を算出するための書類の閲覧や写しの提示をいただく場合があります。

③ 弊社が求めた書類に必要な事項をご記入の上ご提出いただいた日を、請求完了日とします。弊社は、原則として請求完了日からその日を含めて30日以内に、保険金お支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる場合は、保険金請求に必要な書類が弊社に到着した日から30日以内にお支払いします。ただし、次の場合は、30日を超える場合があります。

ア. 医療機関などの専門的な判断、後遺障害の認定、公的機関の調査結果など、外部の判断が必要な場合

イ. 保険金のお支払いに必要な調査に対し、妨害などがあった場合

④ 個人賠償責任においては、被害者(事故の相手方)に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

⑤ 他に同様の補償をする保険がある場合のお支払方法

他に同一の事故に対して補償を受けられる保険(共済を含みます。)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、他の保険により保険金が支払われるときは、その金額を損害額から差し引いて保険金をお支払いします。(万一、他の保険契約および弊社より重複して同一の補償を受けた場合には、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります。)

(5) 保険金ご請求の期限(時効)

保険金をご請求いただける期間は、保険の約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間となります。時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れないかご確認ください。

#### 4. 共同保険契約

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務・事務の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

取扱代理店

ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2010年9月1日以降補償開始契約用

## お問合せ先

### 1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

○この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。  
○また、本店へお電話いただく際は下記までご連絡ください。  
AIU 保険会社 本店  
電話 0120-75-7151(通話料無料) (受付時間:午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

### 2. 事故のご報告・保険金のご請求

この重要事項説明書もしくは保険証券記載の取扱代理店、または下記AIU事故受付センターまでご連絡ください。  
(注)事故以外の各種お問合せは上記1.へお願いします。  
AIU 事故受付専用ダイヤル  
電話 0120-04-1799(通話料無料) (受付時間:24時間365日)

### 3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンプズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。  
保険オンプズマン  
電話 03-5425-7963 (受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日・年末年始等を除く)  
ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

## 海外旅行保険 ご契約内容確認事項 (意向確認事項)

本書面は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただくために、ご提案しました保険商品がご契約者のご希望に合致した内容であること、ご契約をする上で特に重要な事項の欄に正しくご記入されていることを確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の各項目について、再度ご確認ください。確認後のご提出は不要ですが、念のためお手元に保管ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または取扱者までお問い合わせください。

### ご契約者にご確認いただく欄

- 保険商品が以下の点でご契約者のご希望に合致した内容になっていることをご確認ください。  
ご希望に合致していない場合は、取扱代理店または取扱者までお申し出ください。  
 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)※お支払事由の詳細については重要事項説明書、パンフレットなどにてご確認ください。  
 保険金額(ご契約金額)  
 保険期間(保険のご契約期間。旅行期間に合わせて設定ください。)  
 保険料
- 申込書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがあった場合は申込書の訂正が必要になりますので、取扱代理店または取扱者までお申し出ください。  
 申込書の告知事項「他の保険契約の告知欄」は正しくご記入いただいていますか?  
 被保険者(保険の対象となる方)の範囲についてご確認されましたか?(家族旅行特約セットの場合)  
 旅行中に従事する職務がある場合、取扱代理店または取扱者にお申し出いただきましたか?  
 旅行中に危険な運動を行う場合、取扱代理店または取扱者にお申し出いただきましたか?

#### ■ 告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受け・保険料を決定するために申込書の告知欄で弊社がお伺いする事項(告知事項)については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、保険証券記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされますと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

#### ■ 事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知がない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。賠償事故が発生した場合も、30日以内にご連絡のうえ、その後の処置につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようにご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

### ● お問合せ・お申込みは

● 引受保険会社

**AIU 保険会社**  
エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト  
<http://www.aiu.co.jp>  
お問合せ先: 旅行保険カスタマーセンター  
TEL: 03-5611-0799  
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)